

休暇等早見表

		付与日数(期間)等	
年次休暇		* 付与日数は裏面記載のとおり	
母性健康管理のための休暇		①産前産後の保健指導等の通院 ②妊婦の通勤混雑の回避 ③妊婦の勤務時間内の休息等 ④妊娠又は出産に関する諸症状	
病気休暇(公務上※労災等)			
病気休暇(公務外)《生理日の勤務困難な場合を含む》			
特 別 休 暇 (全 て 有 給)	1	骨髄移植	必要と認められる期間
	2	ボランティア活動	一の年において5日以内
	3	結婚	連続5日以内 (休日及び年次休暇の付与日を除く 結婚日5日前～1年後の期間内)
	4	結婚25年	連続5日以内 (婚姻関係を継続している場合のみ。) (休日及び年次休暇の付与日を除く結婚日後、 25年を経過する日の翌日～1年の期間内)
	5	不妊治療	一の年において10日以内
	6	産前	出産前8週間の申し出た期間 (多胎の場合は、14週)
	7	産後	出産後8週間
	8	保育時間(1歳未満の子)	1日2回、各30分以内
	9	妻の出産 (入退院付添・妻の世話・出生届)	2日以内 (出産後2週間以内)
	10	妻の出産時の子の養育 (小学校入学前の子)	5日以内 (産前8週間・産後8週間の期間内)
	11	小学校卒業までの子の養育 (予防接種及び育児健診時)	2日以内
	12	子の看護 (小学校卒業前の子)	5日以内 (対象となる子が2人以上の場合は10日)
	13	小学校卒業までの子の養育 (学校等の行事に参加のため)	5日以内
	14	要介護状態にある 対象家族の介護	一の年において5日 (対象家族が2人以上の場合は10日)
	15	親族死亡	*付与日数は裏面記載のとおり
	16	父母追悼行事	1日(死亡後15年以内)
	17	マイホリデー	連続3日×2回(計6日) (昇給日に55歳を超える職員は、5日)
	18	災害(住居滅失、損壊)	暦日7日以内
	19	災害・交通機関事故 (出勤困難)	必要と認められる期間
	20	災害・交通機関事故 (退勤途上の危険回避)	必要と認められる期間

※特別休暇の数字は、特別休暇の条項号

職務専念義務免除	<ul style="list-style-type: none"> ・組合交渉に参加する時間 ・総合的な健康診査を受ける時間 ・健診等の結果に基づく二次健診を受ける時間(2日以内) ・その他必要と認められる時間
公民権行使の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ・裁判員、証人等として国会、裁判所等の官公署へ出頭する場合 ・公職への立候補に伴い選挙運動を行うとき

- ※1 非常勤職員の病気休暇(公務外)の期間は、1の年度において10日以内です。(付与日数は裏面別表6による)
- ※2 非常勤職員の「結婚休暇」「マイホリデー」は、「週4日以上勤務で、雇用期間が6月を越える職員」が対象です。
- ※3 雇用期間に8月が含まれる職員(4週単位の変形労働制の者を除く)
- ※4 赤字の箇所は、山口大学独自の休暇制度です。

年次休暇・特別休暇の取扱について

1. 年次休暇付与日数

A. 常勤職員

- ・1年（1/1～12/31）ごとに20日付与されます。
- ・前年の残日数は20日まで繰越すことができます。（「残時間数」も繰越す。）
- ・休職者、停職者及び任期満了予定者にもすべて付与されます。
（中途採用者については、期間に応じて付与されます。）

2. 年次休暇の単位

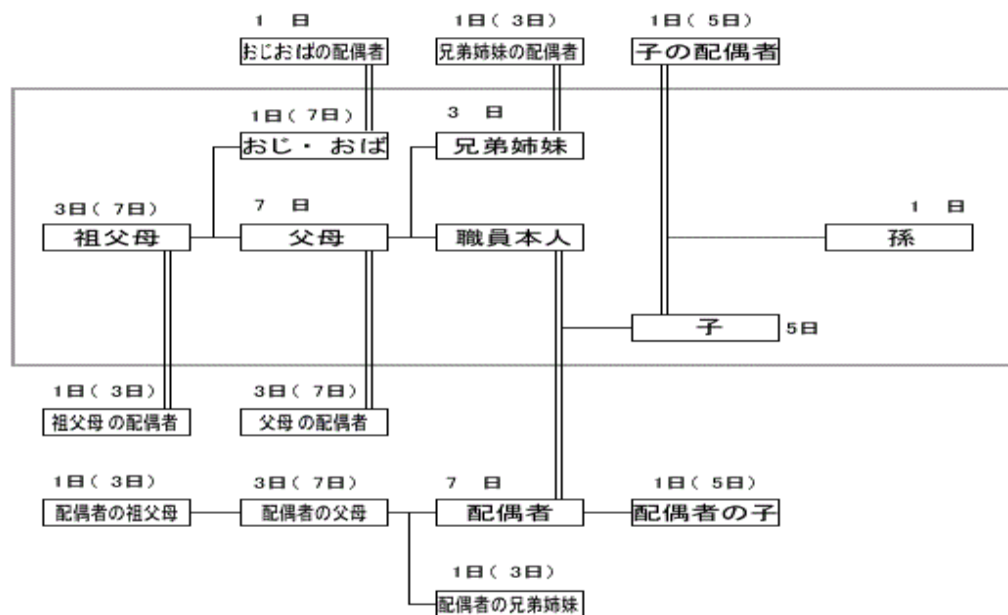
1日、半日（0.5日）及び時間。分単位は不可（1時間に繰上げ）。

- * 非常勤職員も1日の勤務の前半（休憩時間以前）又は後半（休憩時間以降）の全てを休んだ場合は、「0.5日」となります。
（ただし、1日の所定労働時間が6時間以上で勤務日毎の勤務時間数が同一である場合に限り。）

3. 親族が死亡した場合の特別休暇の日数

- ・常勤・非常勤ともに、下記の日数が適用されます。
（暦日により連続する日数とし、葬儀のために遠隔地に赴く場合、往復に要する日数を加えることができる）

[参考]



- (注) 1 職員と生計を一にする場合(同居・別居の別を問わず、仕送りしている場合等も含む)の日数は ()内に示すとおりです。
 2 祖父母、おじ・おばについては、職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合は、7日となります。
 3 枠内は血族、枠外は姻族を示します。

4. 病気休暇付与日数

- ・4月1日における非常勤職員の1週間の勤務日（週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては1年日）の日数及び雇用期間に応じる下記表に定める日数の範囲内。

別表第6

雇用期間 勤務日数	1週間 の勤務 日数	5日又は4日（1週 間の勤務時間が29 時間以上であるも のに限る。）	4日（左 欄に該当 するもの を除く。）	3日	2日	1日
	1年間 の勤務 日数	217日以上	169日か ら216日 まで	121日か ら168日 まで	73日から 120日ま で	48日から 72日まで
6月を超え12月以下		10日	7日	5日	3日	1日
5月を超え6月以下		8日	6日	4日	2日	0日
4月を超え5月以下		6日	5日	3日	2日	0日
3月を超え4月以下		4日	4日	2日	2日	0日
2月を超え3月以下		3日	3日	2日	1日	0日
1月を超え2月以下		2日	2日	1日	1日	0日
1月以下		1日	1日	1日	1日	0日